

## 特定医療費（指定難病）受給者証の 指定医療機関の記載方法を変更します

- 令和4年4月1日以降、横浜市が交付する特定医療費(指定難病)受給者証に記載する指定医療機関の記載は、「難病の患者の医療等に関する法律に基づき都道府県又は政令指定都市が指定する医療機関」に統一します。
- 個別医療機関名の記載がなくても、難病法に基づいて都道府県又は政令指定都市から指定を受けた医療機関であれば、特定医療費(指定難病)受給者証を使用することができます。

### 指定難病患者 の皆様

令和4年4月1日以降、指定医療機関の変更(追加、削除)に係る手続きが不要になります（氏名、住所、保険証等の指定医療機関以外の変更は、引き続き申請・届出が必要です）。

指定医療機関かどうかは以下のいずれかでご確認ください。

- ・医療機関に直接問い合わせる
- ・横浜市HPで確認する

横浜市 難病 指定医療機関

検索

### 指定医療機関 の御担当者様

指定難病患者から変更や更新の申請があり、令和4年4月1日以降に新たに受給者証を交付するタイミングで、順次、個別指定医療機関名を記載しない新しい受給者証を交付します。受給者証の利用方法に変更はありませんので、ご対応をよろしくお願いたします。

### 特定医療費(指定難病)受給者証記載イメージ

横浜市 特定医療費(指定難病)受給者証			
公費負担者番号			
受給者番号			
患者	氏名		
	生年月日		
	住所		
	保険者名		
保険証 記号・番号		適用区分 <small>注：難病法第11条</small>	
有効期間 <small>注：難病法第12条</small>			
疾病名			
自己負担 上限月額		円	階層区分

  

軽度高齢 該当	高齢者 等 の医療 機関	人工透析 等 医療	世帯内 指定 医療 機関
保護者 氏名		続柄	
住所			
指定医療機関 難病の患者の医療等に関する法律に基づき都道府県又は政令指定都市が指定する医療機関（病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション）で使用することができます。			
問合せ先 横浜市健康福祉局保健事業課 難病対策担当 045-671-4040			
横浜市 横浜市長印			

これまでは「〇〇病院」「△△薬局」等の指定医療機関名を5か所まで記載していましたが、令和4年4月1日以降は、「難病の患者の医療等に関する法律に基づき都道府県又は政令指定都市が指定する医療機関（病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション）で使用することができます。」に変更します。